			事業報告書	
医療法人整	整理番号	<u> </u>	01228	
報告期間			令和6年4月1日	
		至	令和7年3月31日	
事業報告書	書の概要		·	·
	(1)	名称	医療法人清和会	
•			社団(出資持分あり)	分類 から のそれぞれの項目(は社団のみ。)につい
•			その他	て、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内
•			基金制度不採用	
•	(2)	事務所の所在地が開発しています。	熊本県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事
•		市区町村	熊本市中央区	務所を記載すること。
•			水前寺5丁目2-22	
•				
•			従たる事務所の記載はこちら	
•	(3)	設立認可年月日	昭和51年5月24日	
	(4)	設立登記年月日	昭和51年6月2日	
	(5)	理事長の氏名	東野	
•			裕司	
•		役員及び評議員の人数	9	理事長を含む人数を記載すること。
•		役員及び評議員	<u>記載はこちら</u>	
事業の概要	Ę		·	
	(1-1)	本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら	
		本来業務(介護老人保健施設、介護医療院)	ここででする。 記載はこちら	
	(2)	附带業務	2017/19 2 2 記載はこちら	
l l	(3)	収益業務	2017/19 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事」		
	(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	 記載は <u>こちら</u>	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医
•	(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	<u>記載はこちら</u>	療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人
	(7)	当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設	<u>記載はこちら</u>	健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、 診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支 ないこと。
	(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	<u>記載はこちら</u>	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9)	その他	<u>記載はこちら</u>	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又は リース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式1:1-(2)

事業報告書 1-(2) 従たる事務所の所在地 都道府県 市区町村 町名·番地 建物名

-(2) 従たる事剤	務所の所在地		
都道府県	市区町村	町名·番地	建物名

様式1:1-(5)

			事業報告書	
役員及で 没職	が評議員			
 足職	姓	名	備考	

役職	i評議員 姓	名	備考	
[文本]	<u> </u>	白		
				_

役職	i評議員 姓	名	備考	
[文本]	<u> </u>	白		
				_

1-(5	5) 役員及び評議	· 美員		
	役職	姓	名	備考

- 注)1.「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の 医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 - 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は 介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを 記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
 - 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

事業報告書

2-(1) 本来業務

・ (開設する病院、診療所 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

					許可病床数	許可病床数					
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
	水前寺とうや病院		4310118080	熊本市中央区水前寺 5-2-22	94	48	142	0	0	0	0
病院	平成とうや病院		4310128915	熊本市南区出仲間8-2-15	104	48 56	160	0	0	0	0
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,				-						
											†
											<u> </u>
											<u> </u>
											<u> </u>
											<u> </u>
								1			t
											1
											1
											1
											1
											1
											1
											1
	1				1	1		i			

(開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

			許可病床数	許可病床数 一般病床 療養病床 医療保険 介護保険 精神病床 感染症病床 結							
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
											1
											1
											-
											-
						1					
											ļ
											1
											-
											i

(開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

			許可病床数	許可病床数 一般病床 療養病床 医療保険 介護保険 精神病床 感染症病床 結							
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
											1
											1
											-
											-
						1					
											ļ
											1
											-
											i

(開設する病院、診療所(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

					許可病床数						
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
•											
	_										
•											

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 - 2.療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 - 3.介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式1:2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
)護老人保健施設	施設の名称 老人保健施設シルバーピア水前寺		4350180156	熊本市中央区水前寺 5-8-15	72	0

・ (介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

・ (介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

・ (介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	围钩墁所	入所定員	通所定員
1=75	שנים עליים וויים	18人日本	10以 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		7(////	ZEI/IZZ

- 注)1.地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 - 2.療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 - 3.介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式1:2-(2)

事業報告書

2-(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
通所介護		熊本市中央区水前寺 5 -8-15	
訪問看護		熊本市中央区上水前寺1-6-5	
訪問介護		熊本市中央区上水前寺1-6-5	
居宅介護支援		熊本市中央区上水前寺1-6-5	
地域包括支援センター	熊本市より委託を受けて管理	熊本市中央区神水本町25-25	
サービス付高齢者向け住宅		熊本市中央区上水前寺1-6-5	

2-(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式1:2-(3)

事業報告書

2-(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

(*) (**)		
種類	実施場所	備考

種類	実施場所	備考

		事業報告書
2-(4)	当該会計年度内に社員総会又	は評議員会で議決又は同意した事項
E	3付	議決又は同意した事項
4	令和6年6月28日	令和5年度決算承認の件
	令和6年7月21日	理事監事の選任及び理事長選任の件
4	令和7年3月31日	令和7年度予算案承認の件
_		
_		
_		
_		
_		

注)2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えない こと。

A	August	行総額	申込期間 (開始日)	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名	
	ご) 医療機関値の発行総額、中込単位、中込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること、なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。	込単位	申込期間(終了日)	払込期日	貝並仗还	償還期限		
	大阪衛期間係の数に約58 由上出作 中江 利用目 彩を光 サイト間目 彩を光さ 原連の大きれて利用用を記載する。」 かた 数に面信の下! の張付き力を美 (ままれ)							
	大 医療機能療を設定(4)(数 (株)							-
) 医喉细胞体及25(26)(26) 位 2) 提供 位 2) 提問 到 专 对 2) 提口 聚合形体 医海内卡汁 Ta (提問的专品要求 2 - L. 4.4. 聚仁斯语内它 (办案件) 是 2 + 荣 (本 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2 + 2							
	入 医喉瓣眼底及器(金轮器 由2) 掛价 由3) 期間 利東 引3) 期日 器全体涂 医睾丸卡片 17样的原本过野虫 2 - 1 - 4 5 数运用语页型,从原件上给3 - 4 单 第 4 4 3 4 1							-
	↑ 医磷榴醇库 ● 数元 物品 利力 有力 相图 利力 有力 相图 多个体 全 图像 ● 本 大 工 和 图 图 全 型 元 重 语 ● 元 1 和 图 1 和 1							
	→ 医療機関係の整に砂筋 由込 単位 由 和 由							
	「							
) 医療機関係の窓(元砂筋 中)) 単同 3(字 水) 単日 3(字 体) (発達の主) TA (単原な記載すること かた 38(二部店の日) の流体に必えて土羊 まきかり							
	〉 医							
	入 医 存機関連の 整 に 砂 悠 佐							
	プ に 会機関係の 窓 に 砂路 白 ン 路 田 利 女 サン 田口 海 全体文 (学場のたけ Tu 7 田田 まむます 2~ レ わち 窓 に 西 百の 尺 の 否付 に 心 3 で まま しょう もい							
) 「 「 「							
) 医病機則害の変に必須 中2 単位 中2 単日 利力 サン 即日 利力 サン 即日 多々体文 停場のたけ 7.77 即回す 記書オステレ かた 及に両頂の足」の活体に伴うても美しまされた							
) 匠房機関連の変に砂筋 中2 単四 利力 サルカ 関 利力 サルカ 関 20 (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き) (大き)							
) 医病機則係の数に必然 中2 単位 中2 世界の大き 世界の大き 17 17 11 12 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20		+					
) 医療機関連の変に砂筋 中2 単位 中2 世界 利力 サン 即日 名を体え (登場のでは及び関係を包載すること かた 及に西頂の足上の近付に使うでも美しまるか)		+					
) 医病機則係の数に必然 中2 単位 中2 世界 が 2 単の大き 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
) 医病機関連の軽に砂筋 中2 単位 中2 期間 利力 サン 即口 姿を体文 (党票ので) 及び取用を包載すること かた 発に面頂の足上の近付に必っても美しまるから							
) 医病機関連の軽に砂質 中2 単位 中2 期間 利東 サン 期口 姿を体文 停害のできなが知明を記載すること かた 発に西頂の足上の活体に必っても美しまされた							
) 医療機関連の軽に砂質 中2 単位 中2 期間 利幸 サン 期口 姿を体全 (管理のできなが) 現のなきままました 整に西頂の足上の液体に使うなも 美に							
) 医療機関係の発生が発展し、対象の 中心 単位 から 地田 利幸 がい 地口 姿々体文 グラのさき ひが 現在 西部 アーの まけにからても 美しまさい							
) 医療機関連の発生が変 中分 単位 中分 押用 利幸 ガン 押口 姿々体を / 巻漂のたけでが期間を包載すること かた 発生亜頂の足上の法がに作うても美しまされた							
)佐藤郷朗侍の糸行松殖 中込竜位 中込期期 利変 せ込期口 姿々体冷 魔漫の亡法乃が期限を記載することかも 飛行亜頂の空上の法付に従うても差上するかい							

医療機関債				
の取得が行われる医療機関	と同一の二次医療圏	内に自らの医療機関を有しており、		
する医療機能の分化・連携に	資する医療連携を行	っており、		
ることが自らの医療機関の機	能を維持・向上するた	めに必要である理由		
発行元医療法人名	購入総額	償還期間(開始日~終了日)		
			- 	-
			- 	
			- 	
				
				<u> </u>
	する医療機能の分化・連携に	する医療機能の分化・連携に資する医療連携を行ることが自らの医療機関の機能を維持・向上するた	の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、 おる医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、 ることが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由 発行元医療法人名 購入総額 償還期間(開始日~終了日)	する医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、 ることが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

	1 当晚全年任使风后隐岭/ 些点	た今か入した主要が施設
_ \ i	/ コ欧安川午及四川州成(計り	を含む)した主要な施設 開設(許可を含む)した主要な施設
-	עום	開放(計 り で ろ む) した 主 安 ふ 爬 放

付	の法律、通知等において指定された内容 他の法律、通知等において指定された内容	

2-(9) その他									
	日付	記載事項							
	令和6年4月2日	免疫自動分析装置購入							
	令和6年5月1日	検査室他空調機器入替							
	令和6年7月31日	介護保険医事サーバー入替							
	注)当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)								

法人名 所在地

医療法人 清 和 会 熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

医療法人整理番号 0 1 2 2 8

産 目 (令和 7年 3月31日現在)

1.資 2.負 3.純 産 額 債 額 額 産

6,772,172 千円 6,126,678 千円 645,494 千円

(内	訳)				(単位:千円)
			区	分	金額
Α	流動資	産			1,842,211
В	固定資	産			4,929,961
С	資 産 合	計		(A + B)	6,772,172
D	負 債 合	計			6,126,678
Е	純 資	産		(C - D)	645,494

土地及び建物について、該当する欄の を塗りつぶすこと。 土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借)) 重け 賃借 賃借 建 物 (法人所有 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人清和会 所在地 熊本県熊本市中央区水前寺 5 丁目 2 - 2 2

医療法人整理番号 01228

貸借対照表 令和7年3月31日 現在

\/g +\rac{1}{2} = -\frac{1}{2}	Т	A the arts	(単位:千円)
資産の部 科目	金額	負債の部 科目	金額
流動資産	並領 1,842,211		五領 2,924,533
現金及び預金	923,625	加勒克良 買掛金	52,046
事業未収金	774,488	短期借入金	2,167,262
有価証券		短期リース債務	3,544
	89,367		
たな卸資産	13,687	未払金	292,885
短期貸付金	13,218	預り金	23,047
前払費用	22,827	未払法人税等	568
その他の流動資産	9,599	未払消費税等	6,03
貸倒引当金	-4,600	賞与引当金	122,324
		その他の流動負債	256,820
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
固定資産	4,929,961		
有形固定資産	4,778,782	固定負債	3,202,145
建物	2,810,683	長期借入金	2,697,467
構築物	34,176	長期リース債務	400
医療用器械備品	68,804	長期未払金	95,645
その他の器械備品	40,098	退職給付引当金	396,59 ⁻
車両及び船舶	114	その他の固定負債	12,042
土地	1,822,109		,
有形リース資産	2,798		
その他の有形固定資産			
	_	負債合計	6,126,678
		純資産の部	
? 無形固定資産	43,134	科目	金額
ソフトウェア	40,542	出資金	33,117
無形リース資産	1,145		
その他の無形固定資産	1,447	積立金	611,437
		代替基金	(
3 その他の資産	108,045	繰越利益積立金	611,437
有価証券	17,743	その他積立金	(
長期貸付金	29,588		
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	29,588		
役職員等長期貸付金	11,362		
長期前払費用	12,876	評価·換算差額等	940
その他の固定資産	36,476	その他有価証券評価差額金	940
その他の固定資産	13,13	繰延ヘッジ損益	(
		純資産合計	645,494
資産合計	6,772,172		6,772,172

資産合計
 6,772,172
 負債・純資産合計
 6,772,172

 (注) 1 . 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、
 負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

^{2 .} 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人清和会

所在地 熊本市中央区水前寺5丁目2-22

医療法人整理番号 01228

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位:千円)

								(単位:千円)
	科目						金	額
事業損益								
A 本来業務事業損益								
1 事業収益								4,360,040
2 事業費用								
(1)	事業費						4,526,718	
(2)	本部費						0	4,526,718
	本来業務事業損失	<u> </u>						166,678
B 附帯業務事業損益								
1 事業収益								498,066
2 事業費用								563,462
	附带業務事業損失							65,396
C 収益業務事業損益								
1 事業収益								0
2 事業費用								0
	収益業務事業利益							0
	水皿来切手来 们皿	事	業	1	溳	失		232,074
事業外収益		7	*			^		202,014
	受取利息						661	
	その他の事業外収益						56,856	57,517
事業外費用							,	,
	支払利息						48,549	
	その他の事業外費用						0	48,549
		経	常	1	損	失		223,106
特別利益								
	固定資産売却益						0	
	その他の特別利益						3,871	3,871
特別損失								
	固定資産売却損						0	
	その他の特別損失						11,615	11,615
		税引	川前	当 期	純 損	失		230,850
		法人	税·住l	民税及	なび事	業税	568	
		法	人税	等;	調整	額	0	568
		当	期	純	損	失		231,418

⁽注) 1 . 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

^{2.} 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、 当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1.継続事業の前提に関する事項

該当なし

2. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・売買目的有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法

(売却原価は移動平均法により算定)

・その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く。)

減価償却方法は次のとおりであります。

建物 建物 定率法(平成10年4月1日以降取得のものは定額法)

建物附属設備 定率法(平成28年4月1日以降取得のものは定額法)

構築物 定率法(平成28年4月1日以降取得のものは定額法)

医療用器械備品定率法その他器械備品定率法車両定率法

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

建物 建物 10年~39年

建物附属設備 6年~18年

構築物 10年~40年

医療用器械備品 4年~15年

その他器械備品 4年~10年

車両 2年~6年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の一括償却資産については3年間で均等償却する方法によっております。 無形固定資産(リース資産を除く。)

減価償却方法は定額法によっております。

ソフトウェアについては5年、その他の無形固定資産のうち水道施設利用権については15年で償却しております。

リース資産

) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引 に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理 によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法(昭和40年法律 第34条)における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

5.消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込処理によっております。

- 6.その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項 該当なし
- 7. 重要な会計方針を変更した旨等 該当なし
- 8. 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金に関する事項 該当なし
- 9.担保に供されている資産に関する事項

担保に供されている資産

科目	金額 (千円)
建物	2,810,683
土地	1,822,109
計	4,632,792

担保に係る債務

科目	金額 (千円)
短期借入金	1,550,000
長期借入金(1年以内返済予定含む)	2,101,727
計	3,651,727

- 10.法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項 該当なし
- 11.重要な偶発債務に関する事項 該当なし
- 12. 重要な後発事象に関する事項 該当なし
- 13.その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項 賃貸借処理をしたファイナンスリース取引 賃貸借処理をしたファイナンスリース取引については下記のとおりです。

科目	リース料総額(千円)	未経過リース料当期末残高(千円)
医療用器械備品	16,932	5,769
その他器械備品	84,252	44,349
車両	13,452	6,324
ソフトウェア	29,172	3,944
計	143,808	60,386

有形固定資産の減価償却累計額 3,681,416 千円

様式第四号

法人名 医療法人 清和会

所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

医療法人整理番号 0 1 2 2 8

無 資 産 変 動 計 算 書(自 令和 6年4月1日 至 令和 7年3月31日)

(単位:千円)

	基金		積立金			評価・換算差額等			
	本立 (又は出資金)	代替基金	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
令和6年3月31日 残高	33,117			842,856	842,856				875,973
会計年度中の変動額									
当期純損失				231,419	231,419				231,419
その他有価証券の 評価損益						940		940	940
会計年度中の変動額合計				231,419	231,419	940		940	230,479
令和7年3月31日 残高	33,117			611,437	611,437	940		940	645,494

- 1.純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 2.評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

医療法人整理番号 0 1 2 2 8

所在地 熊本市中央区水前寺 5 丁目 2 番 2 2 号

有 形 固 定 資 産 等 明 細 表

	資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差 引 当期末残高
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	建物	5,562,899	1,730	0	5,564,629	2,753,946	193,225	2,810,683
	構築物	183,206	0	0	183,206	149,030	4,130	34,176
有	医療用器械備品	521,720	9,919	715	530,924	462,120	32,435	68,804
形固	その他器械備品	285,232	10,653	0	295,885	255,787	21,349	40,098
定資	車両及び船舶	51,453	0	0	51,453	51,339	2,751	114
産	土地	1,822,109	0	0	1,822,109	0	0	1,822,109
	リース資産	11,992	0	0	11,992	9,194	2,398	2,798
	計	8,438,611	22,302	715	8,460,198	3,681,416	256,288	4,778,782
無	ソフトウェア	87,132	627	0	87,759	47,217	17,360	40,542
形固	リース資産	17,179	0	0	17,179	16,034	3,436	1,145
定資	その他の無形固定資産	1,483	0	0	1,483	36	9	1,447
産	計	105,794	630	3	106,421	63,287	20,805	43,134
	投資有価証券	28,419	939	11,615	17,743			17,743
そ	長期貸付金	0	37,500	7,912	29,588			29,588
の他	役職員等長期貸付金	12,358	6,416	7,412	11,362			11,362
の資	長期前払費用	6,868	15,459	9,451	12,876			12,876
産	その他の固定資産	33,371	3,152	47	36,476			36,476
	計	81,016	63,466	36,437	108,045	0	0	108,045

- 1.有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
- 2.「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
- 3. 当期未残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期未残高」の欄に記載すること。
- 4.合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の 1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合(ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。)
- 5 . 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
- 6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 医療法人 清和会

※医療法人整理番号 0 1 2 2 8

所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

引 金 明 細 表

Z g	分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (そ の 他)	当期末残高
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
貸倒引当金		5, 300	4, 600	171	5, 129	4, 600
賞与引当金		128, 448	122, 324	128, 448	_	122, 324
退職給付引当金		368, 686	53, 121	25, 216		396, 591

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は法人税法上の貸倒引当金の繰入限度額による洗替額であります。

法人名 医療法人 清和会

医療法人整理番号 0 1 2 2 8

所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

借入金等明細表

区分	前 期 末 残 高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,924,377	2,167,262	1.4	
1年以内に返済予定の 長期借入金	214,959	214,959	1.4	
長期借入金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	2,912,427	2,697,467	1.4	2043年1月
1年以内に返済予定の割賦未 払金	47,524	41,553		
割賦未払金(1年以内に 返済予定のものを除く。)	132,710	95,645		2033年8月
1年以内に返済予定のリース 債務	5,834	3,544		
リース債務(1年以内に 返済予定のものを除く。)	3,944	400		2026年5月
合 計	5,241,775	5,220,830		

(注1) 長期借入金の返済予定は次のとおりであります。 (単位 千円) 2026/4~2027/3 2027/4~2028/3 2028/4~2020/3 2029/4~2030/3 295,757 320,999 317,053 312,398

割賦未払金の返済	(単位 千円)		
2026/4 ~ 2027/3	2027/4 ~ 2028/3	2028/4 ~ 2020/3	2029/4 ~ 2030/3
25.376	23.871	21.249	10.899

リース債務の返済予定は次のとおりであります。(単位 千円)2026/4~2027/32027/4~2028/32028/4~2020/32029/4~2030/3400---

(注2) 割賦未払金及びリース債務の平均利率については、利子込み法によっているため、記載しておりません。

様式第八号

法人名 医療法人 清和会

※医療法人整理番号 0 1 2 2 8

所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

有 価 証 券 明 細 表

【債券】

銘 柄	券 面 総 額	貸借対照表価額
更白 11 ² 3	(千円)	(千円)
東京海上円資産バランスファンド	15, 000	14, 022
三菱UF J積立ファンド	5, 243	5, 163
熊本銀行パレットプラン	50, 157	58, 293
福岡銀行パレットプラン	10, 338	11, 889
計	80, 738	89, 367

【その他】

種類及び銘柄	口 数 等	貸借対照表価額			
性 炽 及 U 如 IF1	日 奴 守	(千円)			
(株)ふくおかフィナンシャルグループ	2, 387	9, 383			
(株)熊本ホテルキャッスル	200	2, 000			
第一生命ホールディングス(株)	1, 200	1, 360			
熊本企業開発(株)	10	5, 000			
計	3, 797	17, 743			

- 1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
- 2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
- 3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券 に関する記載を省略することができる。
- 4. 「その他」の欄には有価証券の種類(金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。)に区分して記載すること。

法人名 医療法人 清和会

※医療法人整理番号 0

0 1 2 2 8

所在地 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号

事業費用明細表

(単位:千円)

	本 来	本来業務事業費用			収益業務	۸ عا
区 分	事業費	本 部 費	計	附帯業務 事業費用	事業費用	合 計
材料費	427, 086	_	427, 086	30, 155	_	457, 241
給与費	3, 196, 663	_	3, 196, 663	441, 871		3, 638, 534
委託費	124, 683	_	124, 683	9, 199	_	133, 882
経費	289, 063		289, 063	33, 768		322, 831
売上原価						_
その他の事業費用	489, 223		489, 223	48, 469		537, 692
計	4, 526, 718	_	4, 526, 718	563, 462	_	5, 090, 180

- 1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの(売店等)及び収益業務の うち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- 2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品(又は製品)期首たな卸高、当期商品仕入高(又は当期製品製造原価)、商品(又は製品)期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
- 3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合

法人名	医療法人 清和会	医療法人整理番号	0	1	2	2	8
所在地	熊本県熊本市中央区水前寺5丁目2番22号						

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1)法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 清和会 理事長 東野 裕司 殿

私(注1)は、医療法人清和会の令和6会計年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月30日医療法人 清和会監事 古川 裕久

- (注1)監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
- (注2)関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書(医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む)、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

独立監査人の監査報告書

令和7年7月8日

医療法人滑和会 理事会 御中

庄田公認会計士事務所 熊本県熊本市 公認会計士



監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人清和会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録(以下「計算書類」という。)について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号(平成28年4月 20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して 作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産 変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示する ことにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用にお ける理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、 その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違がある かどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤 りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に

は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視する ことにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書にお いて独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は 誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定 に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の 判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われ た会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関す る重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、 計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、

監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法 人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上